



2018年7月1日より開始されたPCT協働調査試行プログラムについて教えてください。



(石川県 Y. F)



1. PCT協働調査試行プログラム

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものです。

五大特許庁（欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局、米国特許商標庁。以下、参加庁）は、2016年6月の長官会合における試行開始の合意に基づき、2018年7月1日より、PCT国際出願の国際調査を試験的に協働で行うプログラム（PCT協働調査試行プログラム。以下、試行プログラム）を開始しました。

2. 試行プログラムの運用

試行プログラムの対象は、出願人が試行プログラムへの参加を申請した出願です（参加庁は英語以外の言語による出願の受理も検討しているそうですが、当初は英語出願のみの受け付けです）。

また、全ての参加庁が協働して協働調査の成果物を作成します。各参加庁

は2年間で「主担当国際調査機関」として約100件、「副担当国際調査機関」として約400件の出願を処理します。

まず、主担当国際調査機関の審査官（以下、主担当審査官）が、調査および審査を行い、仮の国際調査報告書および見解書（以下、仮の成果物）を作成します。仮の成果物は、各副担当国際調査機関の審査官（以下、副担当審査官）に送付されます。

次に、副担当審査官は、仮の成果物を参考に調査を行い、結果を主担当審査官に報告します。

そして、主担当審査官は、副担当審査官による調査結果を参照したうえで、最終的な国際調査報告書および見解書を作成します。

以上の処理については、全ての参加庁により共通の品質および運用基準（通常の国際出願と同一の調査基準等および統一的な協働調査用スケジュールを用いること）が適用されます。

3. メリット

より信頼性の高い国際調査報告を得ることができ、一層高い予見性を持って世界各国で特許権を取得することが可能になります。

4. 参加要件

日本特許庁を主担当国際調査機関として、試行プログラムに参加するための要件は、以下のとおりです。

(1) 試行プログラムへの参加申請書「Request to Participate in the IP5 PCT Collaborative Search & Examination Pilot」を国際出願と同時に提出する

(2) 日本特許庁、米国特許商標庁、または世界知的所有権機関のいずれかを受理官庁として国際出願をする

(3) 上記受理官庁指定の方法で手続きを行う（日本特許庁の場合、インターネット出願ソフトを使用）

(4) 参加申請書および国際出願書類を英語で作成する

(5) 同一の出願人について、日本特許庁を主担当国際調査機関とする試行プログラムの受理件数が2年間の合計で10件以下である

なお、日本特許庁が受け入れ可能な参加申請の総数は50件/年です。

5. むすび

より信頼性の高い国際調査報告書および見解書を得るべく、試行プログラムの利用を検討してはいかがでしょうか。